

福島県からの提供資料：被害状況

4.被害の状況

(1)人的被害

単位：人

報数	市町村名	人的被害					備考
		死者	死者	死者	死者	死者	
		直接死	関連死	死亡届等※1	死者数計	行方不明者※2	
647	福島市	6			6		4月7日、4月11日、7月25日、8月12日の余震による被害を含む
93	二本松市						4月7日の余震による
647	伊達市		1		1		4月7日の余震による被害を含む
	本宮市						
34	桑折町						1
653	国見町	1			1		20
	川俣町						
648	大玉村		1		1		
328	郡山市	1			1	2	4月11日、7月31日、8月12日の余震による被害を含む
135	須賀川市	9	1		10	1	4月7日、4月11日の余震による被害を含む
105	田村市		1		1	1	4
534	鏡石町		2		2		2
25	天栄村					2	1
450	石川町		1		1		4月11日の余震による被害を含む
32	玉川村						3
	平田村						
14	浅川町						3
	古殿町						
430	三春町		1		1		2
	小野町						
61	白河市	12			12		2
83	西郷村	3			3		4
	泉崎村						
	中島村						
45	矢吹町					1	6
	棚倉町						
	矢祭町						
	塙町						
	鮫川村						
590	会津若松市	1	3		4		6
	喜多方市						
	北塩原村						
	西会津町						
103	磐梯町						1 4月12日の余震による被害を含む
7	猪苗代町						1
10	会津坂下町						1
	湯川村						
	柳津町						
	三島町						
	金山町						
	昭和村						
10	会津美里町						1
	下郷町						
	檜枝岐村						
	只見町						
37	南会津町					1	
716	相馬市	439	17	19	475	4	7 4月7日の余震による被害を含む
773	南相馬市	525	361	111	997	2	57
759	広野町	2	27		29	1	
773	楡葉町	11	67	2	80	2	3
781	富岡町	18	122	5	145	1	
733	川内村		49		49		1
740	大熊町	11	68		79	1	
776	双葉町	17	77	3	97	1	1
755	浪江町	149	209	33	391		
725	葛尾村		16	1	17		
590	新地町	100	6	10	116		3
730	飯館村	1	39		40		1
683	いわき市	293	100	37	430	3	1 4月11日の余震による被害を含む
	合計	1,599	1,169	221	2,989	5	20 162

※1 明確に死亡が確認できる遺体が見つからないが、死亡届等が出されている者

※2 明確に死亡が確認できる遺体が見つかっておらず、死亡届等も出していない者

4.被害の状況

(2)住家・非住家被害

報数	市町村名	住家被害															非住家被害		備考
		全壊			半壊			一部破損			床上浸水			床下浸水			公共建物	その他	
		棟数	世帯数	人数	棟数	世帯数	人数	棟数	世帯数	人数	棟数	世帯数	人数	棟数	世帯数	人数	棟数	棟数	
717	福島市	204	204		3,981	3,981		6,548	6,548								292	3,509	
622	二本松市	11	11	35	458	473	1,723	5,345									93	140	
495	伊達市	25	26		215	218		8,067									10	47	
345	本宮市	13	13	38	117	116	401	2,557	2,554	9,598							13	530	
461	桑折町	49	53		170	167		1,082	1,056								5	763	
653	国見町	191	191		565	565		508	508								1	635	
569	川俣町	28	28	82	25	25	59	984	984	854							4	71	
461	大玉村	2	2	6	10	10	39	324											
787	郡山市	2,439			21,549			33,819									69	6,159	
605	須賀川市	1,249			3,502			10,518						32		30	93	4,955	
720	田村市	19	19	54	196	196	737	4,137									114	85	
711	鏡石町	172			766			1,646									37	462	
692	天栄村	70			138			1,313									16		
710	石川町	1	1	2	29	30	109	2,602	2,858	10,920							27	207	
710	玉川村				47			665									18	257	
513	平田村	1	1	3	11	11	58	401									25	90	
710	浅川町				1	1		586	586								17	134	
710	古殿町				27	28	72	785	785								16	202	
710	三春町	31	44	125	180	192	583	1,295									25	485	
710	小野町	4	4	8	45	45	147	1,328	1,328									354	
781	白河市	240			1,816			6,713									42	2,043	
451	西郷村	92	92	245	298	298	793	1,766	1,766	4,698							36	176	
294	泉崎村	46	46		252	252		507	507								※ 9	3	※うち4月7日余震によるもの1棟
630	中島村	3	3	9	29	29	108	954	954								3	3	
781	矢吹町	284	294		1,586	1,586		1,723	1,723								※ 59	1,077	※うち4月7日余震によるもの1棟
508	棚倉町	1	1	4	24	24	86	584									19		
582	矢祭町				63	63	220	251	251									7	
711	塙町							270	270								1		
357	鯉川村				7	7	24	112	112	543							※ 11	39	※うち4月12日余震によるもの5棟
590	会津若松市	4	4	6	59	69	195	4,639	4,983	12,458								130	
102	喜多方市																※ 20	26	※うち4月11日余震によるもの1棟
	北塩原村																		
	西会津町																		
192	磐梯町							8									5	21	
448	猪苗代町	18	18	74	63	63	130	668	666	1,868							6	610	
401	会津坂下町	2			7			32									2	309	
352	湯川村				3	3	6	39	39									123	
	柳津町																		
	三島町																		
	金山町																		
	昭和村																		
455	会津美里町				2	2	17	291										6	
37	下郷町																	16	
	檜枝岐村																		
	只見町																		
	南会津町																		
683	相馬市	1,002	1,102	3,867	804	933	2,765	3,353	3,625	12,056							2	2,514	
773	南相馬市	5,666	1,227		2,011	624		5,173	2,211		999	249		306	108				
741	広野町		113			264			1,614		30						1		
2	楢葉町	50																	
	富岡町																		
711	川内村	7	3	14	395	391	1,195	122	111	298									
713	大熊町	46	46	161															
573	双葉町	95	92	310	7	7	30												
450	浪江町	613	613	2,001	1	1	1							2	2	4			
455	葛尾村				1	1	4	41	41	120									
574	新地町	439	474	1,462	138	144	488	669	636	2,375							24	991	
	飯館村																		
781	いわき市	7,905			32,512			50,060											
	合計	21,034	4,725	6,506	72,110	10,819	9,990	162,491	38,716	55,788	1,061	249	0	338	110	4	1,116	27,179	

応急仮設住宅・借上げ住宅・公営住宅の進捗状況(東日本大震災)

		災害対策本部 (土木部) 平成24年11月15日18:00現在										災害対策本部 (生活環境部) 平成24年8月31日現在			
		仮設住宅					借上げ住宅 一般		借上げ住宅 特例(*5)		公営住宅(*6)		雇用促進住宅 公務員宿舍等(*8)		
市町村別内訳		要請戸数	着工済	完成	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	入居戸数	入居人数	
自 罹 災 住 民 向 け	福島市	-	-	-	-	-	15	39	169	394	30	82	-	-	
	国見町	63	63	63	38	85	-	-	13	34	-	-	-	-	
	桑折町	14	14	14	13	34	-	-	15	55	-	-	-	-	
	郡山市(*4)	9	9	9	9	9	23	49	818	1,764	16	37	-	-	
	須賀川市	177	177	177	151	362	-	-	373	921	-	-	-	-	
	田村市	360	360	360	354	969	-	-	295	922	7	33	-	-	
	鏡石町	100	100	100	76	191	0	0	102	238	-	-	-	-	
	白河市	140	140	140	103	263	10	26	148	386	41	107	-	-	
	西郷村	42	42	42	13	43	16	57	12	42	2	6	-	-	
	矢吹町	85	85	85	82	202	-	-	52	136	3	3	-	-	
	泉崎村	-	-	-	-	-	4	7	8	23	-	-	-	-	
	西金津町	-	-	-	-	-	0	0	0	0	8	19	-	-	
	新地町	573	573	573	546	1,419	-	-	47	108	-	-	-	-	
	相馬市	1,000	1,000	1,000	882	2,407	-	-	281	790	18	56	-	-	
	南相馬市	南相馬市(*1)	3,015	2,783	2,665	2,601	6,465	-	-						
		相馬市	243	243	243	229	667	-	-						
		福島市	-	-	-	-	-	11	42	3,716	9,289	10	50	-	-
		郡山市	-	-	-	-	-	10	28						
		会津若松市	-	-	-	-	-	-	-						
	いわき市	189	189	189	183	457	544	1,347	1,695	4,274	-	-	-	-	
	*100(伊達市、会津若松市、小野町、五川村、平田町、会津若松市、桑折町、喜多方市、会津美里町、矢野町、湯田川町、猪苗代町)内訳不明		-	-	-	-	-	-	67	202	97	337	-	-	
	計 画 の 区 域	小計	6,010	5,778	5,660	5,280	13,573	633	1,595	7,811	19,578	230	730	-	-
		川俣町	230	230	230	213	476	-	-	259	693	25	98	-	-
飯館村		福島市	338	338	338	319	648	30	56						
		伊達市	126	126	126	89	145	15	22	1,637	3,947	21	61	-	-
		国見町	37	37	37	30	55	-	-						
		相馬市	164	164	164	163	336	-	-						
小計		895	895	895	814	1,660	45	78	1,896	4,640	46	158	-	-	
避 難 住 民 向 け	大熊町	郡山市	-	-	-	-	-	20	37						
		会津若松市(*2)	820	820	879	669	1,344	88	327	2,446	5,935	17	50	-	-
		喜多方市	-	-	-	-	-	13	30						
		いわき市	700	654	604	601	1,380	-	-						
		郡山市	622	622	622	561	928	173	430						
	富岡町	大玉村(*1)	448	418	552	277	454	-	-						
		田村市(*4)	20	20	20	20	28	-	-	3,361	7,970	35	119	-	-
		三春町	330	330	330	239	424	-	-						
		いわき市(*3)	562	452	452	448	876	-	-						
		二本松市	1,069	1,069	1,069	886	1,841	24	48						
		福島市	924	924	924	701	1,430	141	311						
	浪江町	相馬市	93	93	93	93	213	-	-	4,035	8,970	28	112	-	-
		桑折町	286	286	286	218	416	-	-						
		郡山市	-	-	-	-	-	5	13						
		いわき市	100	-	-	-	-	0	0						
		南相馬市	300	70	-	-	-	-	-						
		本宮市(*2)	475	421	475	328	618	-	-						
	猪苗代町	西郷村	-	-	-	-	-	1	1						
		会津若松市	-	0	-	-	-	23	44	1,506	3,736	7	19	-	-
		会津美里町(*2)	259	259	259	189	294	-	-						
	広野町	いわき市(*2)	1,191	1,180	1,140	1,098	2,723	0	0						
		広野町	46	46	46	20	42	-	-	780	2,185	4	11	-	-
		いわき市	708	708	708	672	1,683	8	21						
	葛尾村	三春町	440	440	440	409	858	-	-	214	517	-	-	-	-
		郡山市	-	-	-	-	-	6	13						
	川内村	川内村	50	50	50	48	86	-	-	428	1,011	7	13	-	-
		郡山市	401	401	401	355	763	85	254						
		田村市(*4)	30	30	30	30	30	-	-						
		いわき市(*1)	70	70	70	67	122	-	-						
	双葉町	福島市	120	120	120	71	128	8	10	1,156	2,444	7	14	-	-
		郡山市	168	250	250	112	199	16	40						
		白河市	120	120	120	57	96	10	27						
		会津若松市	5	5	5	5	12	0	0						
		猪苗代町	10	10	10	7	19	-	-						
		加須市	0	0	0	0	0	0	0						
		いわき市(*2)	341	259	259	243	414	-	-						
		小計	10,708	10,127	10,214	8,424	17,421	621	1,606	13,926	32,768	105	338	-	-
	計	17,613	16,800	16,769	14,518	(*) 32,654	1,299	(*) 3,279	23,833	(*) 56,986	381	1,227	1,342	4,523	

注) 確定したものではなく、市町村の要請に応じ要請戸数が変わる場合がある。

注) (*1)要請戸数は、グループホーム18戸を含む戸数である。

注) (*2)要請戸数は、グループホーム9戸を含む戸数である。

注) (*3)要請戸数は、グループホーム80戸を含む戸数である。

注) (*4)要請戸数は、すべてグループホームである。

注) (*5)特例とは、自ら県内の民間賃貸住宅に入居した避難住民の賃貸借契約を県との契約に切り替え、県借上げ住宅とする特例措置

注) (*6)公営住宅(381戸)・県営住宅(141戸)・市町村営住宅(240戸)をいう。

注) (*7)各市町村において確認できた人数を集計したものである。

注) (*8)避難者支援課で集計したものである。

福島県からの提供資料：県外避難状況

福島県から県外への避難状況

調査時点：平成24年11月1日(木)

復興庁からのデータ提供：平成24年11月7日(水)

地方名	都道府県	A 避難所 (公民館、 学校等)	B 旅館・ ホテル	C その他 (親族・ 知人宅等)	D 住宅等 (公営、仮設、 民間、病院含む)	合計
北海道	北海道			284	1,535	1,819
東北	青森			277	298	575
	岩手			198	327	525
	宮城			946	1,336	2,282
	秋田			224	720	944
	山形			469	10,053	10,522
	福島					
関東	茨城			569	3,318	3,887
	栃木			812	1,930	2,742
	群馬			170	1,559	1,729
	埼玉	171			3,823	3,994
	千葉			3,276		3,276
	東京			1,572	6,007	7,579
	神奈川				2,561	2,561
中部	新潟			287	5,712	5,999
	富山			34	211	245
	石川			68	284	352
	福井			48	197	245
	山梨			209	512	721
	長野			85	906	991
	岐阜			71	159	230
	静岡			220	621	841
	愛知			121	682	803
近畿	三重			67	157	224
	滋賀			136	98	234
	京都			131	564	695
	大阪			137	605	742
	兵庫			181	425	606
	奈良			42	64	106
	和歌山			17	43	60
中国	鳥取			24	112	136
	島根			12	98	110
	岡山			96	228	324
	広島			102	221	323
	山口			21	66	87
四国	徳島			5	38	43
	香川			3	37	40
	愛媛			61	40	101
	高知			29	38	67
九州	福岡			70	289	359
	佐賀			9	129	138
	長崎			15	74	89
	熊本			44	62	106
	大分			30	160	190
	宮崎			41	88	129
	鹿児島			34	110	144
沖縄	沖縄			27	666	693
合計		171		11,274	47,163	58,608

※復興庁「震災による避難者の避難場所別人数調査」のうち福島県分を抽出。

第2節 被災県民間事業者対象「東日本大震災後の埋火葬に関する調査」

1. 岩手県葬祭業協同組合

(1) 発災直後

- ① 3月14日から毎日県庁に行って支援を申し出たが、3日後に支援を受け入れることとなった。
- ② 駅前のホテルに本部を設けた。
- ③ 北海道等県外から支援が来た。3月18～25日まで支援を受け車両402台で256体を運んだ。
- ④ この間の対応で県の態度が変わった。
- ⑤ 県内業者で3月26日～4月10日の16日間対応した。効率を上げるために、FAXで連絡、トラックで遺体搬送等考えた。車両253台で406体運んだ、最大1台で5体であった。
- ⑥ ガソリンは緊急車両指定で入れてもらった。
- ⑦ 幌付きの普通のトラックで、棺は平置きとした。重ねる場合は台が必要である。棺を直接重ねると滑る。
- ⑧ 物の流通基地は仙台市にある。発災直後から宮城県と福島県の業者が確保したから、物が無い状況となった。
- ⑨ 電気とガソリンで困った。

(2) 仮埋葬の打診

- ① 県から土葬したい旨、話があった。
- ② 墓標を揃えたが、土葬は適切でないと認識していた。後で掘り起こして火葬することを誰がやるのかが問題であった。絶対にやるべきでないと主張した。県は土葬をやろうとした。

(3) 県との取引

- ① 県庁では県民くらしの安全課としか取引していない。
- ② 県警などから棺、納体袋、骨箱、いろいろな注文があったが、ボランティアではできない。精算する必要がある。最小限度の費用は出してもらいたい。
- ③ 要した経費は、まとめて組合から県に請求し受け取り、住民からは受け取っていない。料金の統一も図った。

(4) 千葉での火葬

- ① 4月に入り、身元不明遺体の千葉までの搬送の話が来たが、断った。
- ② 日通に頼んだらどうかと言った。日通は消極的であったが、少し幅広の4トントラック、カバー付きを2台用意した。
- ③ 横にして10体並べ、棚を作ってもう10体、合計20体を積んだ。
- ④ 3日行程であった。現地に行き遺体を確認して積み、夕方に出発し明け方千葉に到着、千葉の火葬場の時間外まで待って火葬、泊まって、翌日帰ってくるという行程であった。
- ⑤ 日通は、遺体からの水分で漏れて困ったと聞いた。県は買い取る条件でその車2台を繰り返し使い対応した。
- ⑥ 納体袋はチャックから漏れる。
- ⑦ 火葬場の手配は県がやった。葬儀業者にはできない。

(5) その他

- ① 霊柩車以外に遺体を乗せた場合、霊柩運送法に違反する。特例で県が国に認めさせた。

- 葬儀業者が持っているトラックは、祭壇等を運ぶトラックで、遺体を乗せてはいけない。
- ② 幸いだったのは、岩手県が広いこと。もう一度同じようなことが起きても、県内ならさまざまな対応ができる。

2. 宮城県葬祭業協同組合

(1) 発災直後

- ① 15年前に仙台市と組合が防災協定を結び、関係者すべてが参加して、毎年災害時を想定した訓練を行ってきた。
- ② 3月11日夜7時に仙台市と組合が会い、翌朝6時に市と組合の連携がスタート。組合は午前10時に全社集まって対応を協議した。
- ③ 毎年の訓練、そして発災直後の仙台市と組合の連携の場に、火葬場はいなかった。

(2) 組合と県・市との協定

- ① 関連業者の連携は、仙台圏にはあったが、県全域にはなかった。
- ② 仙台市との防災協定が違うのは、物品供給のみではなく、葬儀会館で遺体を預かることである。自分の商売をストップしても全部預かった。仙台市は安置所を作らなかった。グランディ21は遺体安置所ではなく検案所である。
- ③ 組合と県との協定は震災2年前が初めてであった。それ以降全葬連の各支部が各県と協定を結ぶこととなった。しかしこれらは物品供給に関する協定であり、これでは役に立たない。
- ④ これから県との防災協定の見直しに入る。火葬場の問題については、拠点となるべき仙台市に改善を求めている。
- ⑤ 県が主体となって、業者、関連業者、火葬場のネットワークを作ることが絶対必要である。行政が中心になって調整、振り分けしなければならない、我々民間ではできない。
- ⑥ 今回我々は震災の復興計画書を作った。葬祭会館が連携し、地域に対して対応する関係の新構築を申請している。しかしこれには火葬場の広域連携も必要となる。他県の火葬場に行ったときに、地元優先なので、待っていなければならない。

(3) 仮埋葬について

- ① 掘り起し(改葬)は都知事が来て、東京で1,000体程度火葬できるとわかってから始まった。例えば石巻市では800体が仮埋葬されたが、地元の火葬場では昼間は一般火葬と被災者火葬、そして掘り起しを夜7時から行う。1日に3体しかできないので、800体を改葬するのにはいつまでかかるだろうか。
- ② 3月14日に、火葬対応能力を超える身元不明遺体数が見込まれたことから、仙台市では土葬を検討した。3月20日に市長が土葬を行う旨を表明し、葛岡墓園内に土葬用地を整備した。

(4) 物品の調達

- ① 我々は自力で棺1万本の用意を開始した。道路が壊れていても自分たちで行けるところまで行く。組み立てて保管する。ボランティアをすべて受け入れて行った。岩手県の場合はこのシステムが構築されていなかったと思う。
- ② 組合への注文は、行政ではなく、警察、自衛隊、消防、地区住民から来た。納体袋がない、線香がない、花がない、そういう電話がたくさん入ってくる。交通整理、情報整理が必要であった。
- ③ 備蓄はできるだけ必要であるが、場所も必要となる。また、適度に回転(消費)しなけ

ればならない。どれだけが適正かはわからない。

- ④ 初めの2千体まではよかったが、それ以降は納体袋に納めないといけなかった。

(5) 県外での火葬

- ① 県に300km圏の火葬場情報を要求したが、県はその日の情報をその日に渡してくる。これでは対応できない。だから自分たちの力で全部情報網を使った。
- ② 陸運局では、青ナンバーでなくても、緊急事態だからと言って許可を出してくれた。
- ③ 岩手県の水沢火葬場にトラックに積んで行った。遺体の尊厳はない。遺族は着の身着のまま。しかし、仙台市の火葬場には、特別な遺体を除き、1体ずつ運ばなければならない。非常時だから1車1体でなくてもよいと思うが。
- ④ トラックを改造する、1台に2つ遺体を積めるように。4つは積めない。東京へ運んだのは蜂の巣のような構造であった、運送屋が考えたものだ。名取市の遺体は我々が運んだ。
- ⑤ 東京火葬以外は、個人の努力、業者・遺族の情報網で対応し、行政の情報網ではなかった。名取市は、山形県米沢市と姉妹都市であり、すぐ受け入れてもらった。運んで断られた場合も多くあった。だから、先方から業者を呼んで対応してもらおう。予約システムが問題となる。非常時ということが分かっていない。

(6) その他

- ① 名取市の火葬場は、民間委託の職員が、破壊された火葬場でありながら24時間対応した。遺族は、待合室が壊れたので、がれきの中だけど、バスの中で待った。大崎市の火葬場では、職員が辞めさせてくださいと辞表を出すほど火葬した。
- ② 火葬場の絶対数が足りないと思う。グランディ21に2千3千という火葬を待つ遺体がある。長い人は3週間や1ヶ月待ちであった。
- ③ 火葬場職員も我々葬祭業者も、遺体が震災の遺体なのか、病気で病院にいたのか、伝染病はないのか、こういうことを聞かないといけない。ゴム手袋をして遺族の前で仕事ができない。しかし、遺体に関する情報が少なすぎる。

第3節 被災県内火葬場対象「東日本大震災後の火葬実施状況に関する調査」

岩手県、宮城県、福島県の主要な火葬場 28 施設についてヒヤリング調査を行った。ヒヤリング対象施設は下表のとおりである。

ヒヤリング調査対象施設一覧（調査日順に記載）

火葬場名称	都道府県	主管課等	火 葬 場		竣工年	火葬炉数	式場数	炉メカ	管理形態	調査日
			住 所	電 話						
仙台市葛岡斎場	宮城県	仙台市生活衛生課	仙台市青葉区郷六字葛岡10	022-226-2141	2002	20		太陽	指定管理	H24. 11. 19
名取市斎場	宮城県	名取市クリーン対策課	名取市小塚原字新鍋島159-2	022-385-1431	1995	4		宮本	委託	H24. 11. 20
あぶくま斎苑	宮城県	仙南地域広域行政事務組合業務課	伊具郡丸森町館矢間松掛字上63-1	0224-72-6696	1998	4		名古屋博	委託	H24. 11. 20
くりはら斎苑	宮城県	栗原市環境課	栗原市築館字荒田沢41	0228-22-4121	2001	4		宮本	指定管理	H24. 11. 21
大崎広域古川斎場	宮城県	大崎地域広域行政事務組合業務課	大崎市古川小野字新田45-1	0229-28-2811	1983	4		富士	直営	H24. 11. 21
釣山斎苑	岩手県	一関地区広域行政組合環境衛生課	一関市字釣山30-1	0191-21-2159	1995	5		名古屋博	委託	H24. 11. 26
千厩斎苑	岩手県	一関地区広域行政組合環境衛生課	一関市千厩町千厩字東小田334-2	0191-52-2426	1991	4		富士	委託	H24. 11. 26
石巻市石巻斎場	宮城県	石巻市環境課	石巻市南境字大衡山43	0225-96-4850	1990	5		富士	直営	H24. 11. 27
しみず斎園	岩手県	北上地区広域行政組合事務局	北上市北工業団地5-36	0197-66-2725	1989	5		炉研	委託	H24. 11. 28
胆江地区広域火葬場さくらぎ苑	岩手県	奥州金ヶ崎行政事務組合	奥州市水沢区佐倉河字東鍛冶屋44	0197-51-3900	2003	5		富士	委託	H24. 11. 28
登米市斎場	宮城県	登米市環境課	登米市迫町佐沼字沼向62	0220-22-4040	2009	4	1	富士	指定管理	H24. 11. 29
気仙沼市斎場	宮城県	気仙沼市環境課	気仙沼市大峠山1-27	0226-22-6824	1979	3		炉研	直営	H24. 12. 11
南さんりく斎苑	宮城県	南三陸町環境対策課	本吉郡南三陸町志津川字下保呂毛14-1	0226-46-2605	2007	2		宮本	指定管理	H24. 12. 11
塩竈斎場	宮城県	塩竈地区環境組合	塩竈市袖野田町25-1	022-364-8916	1994	6		炉研	直営	H24. 12. 12
東松島市火葬場	宮城県	東松島市環境課	東松島市大塩字寺沢34-2	0225-82-6959	1979	2		富士	直営	H24. 12. 13
みやこ斎苑	岩手県	宮古市総合窓口課	宮古市千徳14-71-4	0193-64-2225	2007	4		宮本	指定管理	H24. 12. 20
釜石斎場	岩手県	釜石市市民課	釜石市大字平田第3地割60-3	0193-26-7111	1997	3		宮本	委託	H24. 12. 20
おおふなと斎苑	岩手県	大船渡市市民生活環境課	大船渡市立根町猫足83	0192-27-6849	1999	3		宮本	指定管理	H24. 12. 21
陸前高田斎苑	岩手県	陸前高田市市民環境課	陸前高田市高田町字太田87	0192-55-3579	1995	2		宮本	委託	H24. 12. 21
原町斎場	福島県	南相馬市環境衛生課斎場	南相馬市原町区上北高平字東高松30	0244-23-3530	1984	4	1	宮本	指定管理	H25. 2. 12
相馬方部衛生組合一里壇斎苑	福島県	相馬方部衛生組合総務課	相馬市赤木字一里壇271	0244-35-5000	1996	3		宮本	直営	H25. 2. 13
会津若松市斎場	福島県	会津若松市市民課	会津若松市門田町大字黒岩字石高甲807	0242-27-5967	1989	6		宮本	直営	H25. 2. 20
郡山市東山悠苑	福島県	郡山市生活環境課	郡山市田村町小川字石淵130	024-955-4277	1991	10		名古屋博	委託	H25. 2. 21
須賀川地方保健環境組合斎場	福島県	須賀川地方保健環境組合須賀川地方衛生センター	須賀川市八幡山239	0248-75-3358	1983	3		名古屋博	委託	H25. 2. 21
福島市斎場	福島県	福島市環境課	福島市渡利字仏根50-1	024-522-7463	1980	6		富士	直営	H25. 2. 22
白河斎場	福島県	白河市生活環境課	白河市字藤沢山14	0248-22-1909	1991	4		宮本	直営	H25. 2. 6
いわき市いわき清苑	福島県	いわき市市民生活課	いわき市平菅波字菅波入186-1	0246-24-4500	2008	9		宮本	指定管理	H25. 2. 7
あだたら聖苑	福島県	安達地方広域行政組合	二本松市永田3-123	0243-62-3414	1999	5		名古屋博	直営	H25. 2. 8

1. ヒヤリング内容のまとめ

(1) 発災直後

- ① 当日 3 月 11 日は友引日であったため、比較的に火葬が少なかった。また、友引日を休場日としている火葬場が多く、対象 28 施設のうち 16 施設が休場日であった。さらに、地震発生時の午後 3 時前後はほぼ火葬が終了していた。
- ② 地震、津波による火葬場の被害は、宮城県名取市斎場が最も大きく、海岸から 500m の平地にあったため津波の直撃を受けた。また、福島県須賀川地方保健環境組合斎場では火葬炉のアンカーボルトが破損し、炉自体が動いた。しかし、これらの施設は 2 週間後には火葬ができる状況になっている。
- ③ 他の施設は、建物の損傷、敷地内の土砂崩れ等があったが、機能停止に至る被害はなかった。なお、岩手県陸前高田市のように、津波被害を受けなかった公共施設が少なく、火葬場を避難所として使用した例もあった。

(2) 停電と燃料不足

- ① 直後に火葬場の機能回復を阻害したのは停電、燃料不足（灯油が多い）であり、ほとんど稼働しなかった。新しい火葬場には自家発電機（燃料は軽油が多い）が装備されているが、その能力は停電時に火葬炉内にある遺体の火葬が終われる程度の大きさしかない。
- ② 津波被災地の火葬場はもちろん、内陸部の火葬場であっても、停電、燃料不足のため、数日の稼働停止を余儀なくされた。
- ③ 遺体を火葬場に搬入する手段に困った。葬祭業者が被災した場合には遺体搬送車両が確保できない。車両があっても燃料がない。
- ④ 燃料は、各県災害対策本部、自衛隊、地元業者等の優先的配分により、徐々に確保できた。また、友引日前日に地下タンク等に燃料を購入していた火葬場もあった。搬送車等の燃料は、車両を緊急車両に指定することで優先的に配分を受け、通行も優先的となった。
- ⑤ 停電は徐々に復旧する。石巻斎場のように東北電力の電源車が常駐した例もある。普段から火葬場にある非常用発電機では多くの火葬ができないため、急きょ、大きめの発電機をレンタルした例もあった。

(3) 支援火葬

- ① 津波被災地では、地元火葬場が多数の遺体に対応できないため、内陸部火葬場への圏外支援火葬を行った。圏外火葬場を確保する方法は、県が市町村に提供する情報によるもの、市町村同士で交渉したもの、葬祭業者の情報網で見つけたもの、遺族が自力で探したもの等、いろいろな形であった。
- ② 身元判明遺体は、多くの場合、遺族が火葬に立ち会う。搬送は 1 車 1 体であり、付添い車両も必要であった。遺族感情に配慮したものであるが、非常時には葬祭の簡素化を検討する必要がある。
- ③ 身元不明遺体は、収容した市町村が対応し、搬送、立会いを市町村職員が行った。この場合の搬送は、トラック等に複数体載せた。遺族がいないため、混乱はなかった。特に、東京や千葉では、遺族の立会いがない火葬を受け入れ条件としていたようである。
- ④ 宮城県は支援火葬のデータを整理している。岩手県、福島県は、県が介在した支援は把握しているが、県を通さない火葬のデータが分かっていない。
- ⑤ 支援で遺体を受ける火葬場には一般火葬もある。被災遺体火葬について時間外に特別枠を設けて対応した例が多い。被害の全貌が明らかでないため、受ける側もいつまで続くか不安があり、火葬炉等の無理使いを避け、設備の保全を重視している。また、津波遺体は

水を含んでいるため、台車や関連機器が傷み、不具合への不安も大きかった。

- ⑥ ヒヤリング対象とした火葬場では、津波被災地でも内陸部でも火葬場職員が精一杯の対応をしたと感じた。ただ残念なのは、正確な情報が流れていなかったために、誤解を生じ、必要以上に津波被災地の激しい不満となった。

(4) 仮埋葬（土葬）

- ① 宮城県の津波被災地では、発災直後、多くの死者数（例えば、石巻市では1万人）を想定したため、日々の収容遺体だけでも火葬能力を超えるが、まだ収容されない想定遺体数に大きな不安を感じ始め、仮埋葬（土葬）を検討する。
- ② 結果であるが、宮城県1万人余、岩手県4千7百人弱、福島県3千人弱という被災者の違いにより、宮城県で仮埋葬が行われ、岩手県、福島県では行われなかったとも考えられる。
- ③ ほとんどの火葬場での異常な事態は3～4月であった。一部には4月中旬頃から火葬場での受付枠に空きが見られるようになり、いったん仮埋葬した遺体を掘り起し改葬（火葬）することを遺族に提案する葬祭業者が現れた。一つ掘り起こすと次々と掘り起こすこととなった。
- ④ 仮埋葬した遺体を2ヶ月前後で掘り起こす。棺が壊れている、遺体に泥が付着している、遺体から水が出ている、臭気がひどい等、問題が多く、持ち込まれた火葬場では取扱いに困った（圏外に持ち出した改葬は少なかった）。仮埋葬と言っても改葬扱いであったため、火葬料金が半額程度であり、火葬料金等を収入源としている指定管理者としては歓迎しない遺体となった（取扱いに困る、台車が傷む等）。
- ⑤ 結局、土葬が嫌われたのではなく、文化として葬るとは火葬で焼骨にすることであり、時間をかけて土に還すことではなかった。したがって、火葬場に空きが見られた時に、たとえ土葬の中途半端で遺体が最も醜い時期であっても掘り起こし、改葬したと思われる。墓埋法で土葬を禁じているとの誤解もあったと思う。

(5) 物資の不足

- ① 発災直後から火葬に必要な物資の不足があった。棺、骨壺、納体袋、ドライアイス等。
- ② 自家製棺のサイズがいろいろで火葬炉に入らず、棺を入れ替えた。棺が入手できず毛布に包んだまま、あるいは納体袋で火葬した。
- ③ 安置所での検死にも時間がかかり、火葬場に持ち込まれた時点でかなり傷みが出ている遺体が目立った。時期も3月4月と徐々に暖かくなり、ドライアイスの不足が顕著となった。
- ④ 発災直後から断水となったため、生活用水が確保できなかった。急きょ、仮設トイレを手配した例もあった。

(6) 県の役割（火葬場、業者組合等との連携等）

- ① 火葬場間の連絡については、これまで形成されていない（宮城県では10年前まであった）ので職員にイメージがないが、ヒヤリングをするうちに火葬場間の連絡協議会の必要性を感じてきた。日常的に火葬場間の連絡が取れるように、県が仲介すべきであろう。
- ② 被災地では、使える火葬場、使えない火葬場の情報整理を葬祭業者が行ったが、この作業は業者が火葬場の予約を取るという作業（商売）の一環である。公平公正に処理するためには、平素から、県が中心となった業者支援システムの構築が必要である。
- ③ 市町村担当者、火葬従事者が県に求めるものについては、「住民との接触がない県職員と住民と直接接する市町職員には温度差がありすぎるので、市町村に出向いた際の対応

に注意してほしい」、逆に「県の出先がある市では、県との連絡等がスムーズにできた」等、いろいろな意見があった。

- ④ 県は、保健衛生施設等の災害復旧事業という補助があるため、火葬場の被害状況を把握するよう努めた。通信状況が最悪なので、直接職員を派遣した。この状況把握から稼働できる火葬場、不足資材（燃料、棺等）を把握し、被災地市町村に情報を提供している。なお、火葬場の設備の被害は、保健衛生施設等の災害復旧事業により 2/3 補助で修繕できたが、範囲が限定された。
- ⑤ 遺族が負担した火葬料金等は、災害救助法に基づき全額が補助された。補助の範囲は、火葬料金、棺、骨壺、遺体搬送料、ドライアイス、遺体保管料であり、上限額（岩手県では、大人 12 歳以上 201,000 円、小人 12 歳未満 160,800 円）があった。また、葬儀に係る式典費用（祭壇、供花等）、葬儀参列者用車両費等は対象外であった。

ヒヤリング対応者一覧（訪問順、敬称略）

都道府県

宮城県

環境生活部食と暮らしの安全推進課技術参事兼課長：・・・赤尾 牧夫
同環境水道班技術補佐：・・・小野寺瑞穂
同技師：・・・松井 貴弘

岩手県

環境生活部県民暮らしの安全課生活衛生担当課長：・・・工藤 雅志
同生活衛生担当主任：・・・高橋由紀子

葬祭事業者

岩手県葬祭業協同組合（立花葬儀社）

専務理事(代表取締役)：・・・立花 勲

宮城県葬祭業協同組合

理事長((株)くさかや代表取締役)：・・・日下 寛実
専務理事((有)大友葬儀社)代表取締役)：・・・大友 裕幸

市町村、一部事務組合及び火葬施設

宮城県仙台市葛岡斎場

健康福祉局保健衛生部生活衛生課管理係主幹兼係長：・・・目黒 朗
公益財団法人仙台市公園緑地協会管理部葛岡事業所長・・・鳥山 啓一

宮城県名取市斎場

生活経済部クリーン対策課長：・・・木村 敏
同環境衛生係主幹兼係長：・・・加藤 勤
名取市斎場長：・・・針生 俊二

宮城県仙南地域広域行政事務組合あぶくま斎苑

業務課技術主幹兼業務係長：・・・宍戸 清人

宮城県栗原市くりはら斎苑

市民生活部環境課長：・・・佐々木健悦
同環境課課長補佐：・・・菅原 茂樹

宮城県大崎地域広域行政事務組合古川斎場

業務課長：・・・・・・・・・・・・・・・・・・羽田 昌勝
業務課課長補佐兼庶務係長：・・・・・・・・・・佐々木尚子
同技術主幹兼係長：・・・・・・・・・・・・・・・・坂井 浩
施設整備課長補佐：・・・・・・・・・・・・柴岡 雄司

岩手県一関地区広域行政組合釣山斎苑

同千厩斎苑

一関清掃センター所長：・・・・・・・・・・千田 勝
同主事：・・・・・・・・・・・・・・・・菅原 健宏

宮城県石巻市石巻斎場

生活環境部環境課長兼環境放射線対策室長：・・・・・・・・飯塚 ^{ちふみ}千文
同環境衛生グループ主査：・・・・・・・・・・鈴木 順一

岩手県北上地区広域行政組合しみず斎園

事務局次長：・・・・・・・・・・・・・・・・八重樫正典
総務係上席主任：・・・・・・・・・・荒井 義雄

岩手県奥州金ヶ崎行政事務組合さくらぎ苑

環境施設課長：・・・・・・・・・・・・・・・・千葉 哲夫
環境施設課課長補佐：・・・・・・・・・・菊地 伸夫
同管理係主査：・・・・・・・・・・・・・・・・馬場 隆
胆江葬祭事業協同組合事務長：・・・・・・・・・・菊池 勝志

宮城県登米市斎場

市民生活部環境課課長補佐兼環境係長：・・・・・・・・佐々木光則
指定管理者(株)清建専務取締役：・・・・・・・・及川 昭宏
同業務部長：・・・・・・・・・・・・柴崎 正栄

宮城県気仙沼市斎場

環境課衛生係主幹：・・・・・・・・・・・・村上 ^{やすし}安

宮城県南さんりく斎苑

南三陸町環境対策課技術主査：・・・・・・・・・・佐藤 勉
指定管理者(株)清建専務取締役：・・・・・・・・及川 昭宏
同業務部長：・・・・・・・・・・・・柴崎 正栄

宮城県塩竈地区環境組合塩竈斎場

事務局業務係：・・・・・・・・・・・・・・・・飯淵 健
同庶務係・・・・・・・・・・・・・・・・三浦 裕

宮城県東松島市火葬場

市民生活部税務課長：・・・・・・・・・・佐々木俊一
同環境課長：・・・・・・・・・・堀越 栄治

岩手県宮古市みやこ斎苑

市民生活部総合窓口課市民窓口担当主任：・・・・・・・・中野 ^{よしひさ}剛久
施設長（指定管理者）：・・・・・・・・・・及川 誠一

岩手県釜石市釜石斎場

市民生活部市民課市民生活係兼市民消費生活センター係長：・・・二本松史敏
同 係員：・・・滝本係員
釜石斎場長：・・・岩城 徹

岩手県大船渡市おおふなと斎苑

生活福祉部市民生活環境課長：・・・金野 高之
同課長補佐：・・・下田 牧子
同環境衛生係主任：・・・迎山 光

岩手県陸前高田斎苑

市民生活部市民環境課環境安全係長：・・・金濱 幹也

福島県原町斎場

南相馬市市民生活部生活環境課環境保全係主査：・・・渡部 雅美
指定管理者(株)相双環境整備センター代表取締役：・・・佐藤 光正
同施設課長兼原町斎場施設長：・・・可茂 勝正
同原町斎場技師：・・・鈴木 正三

福島県相馬方部衛生組合一里壇斎苑

相馬方部衛生組合ごみ焼却場長兼事務局総務課施設管理係長：・・・渡辺 雅秀

福島県会津若松市斎場

市民部市民課長：・・・廣瀬 源
同総務グループ副主幹：・・・角田 章
同主事：・・・平野 優太

福島県郡山市東山悠苑

生活環境部生活環境課東山霊園管理事務所長兼東山悠苑長：・・・長谷川一夫
同生活環境課総務管理係主任：・・・武藤 信也
同生活環境課東山悠苑技査：・・・大山 義幸

福島県須賀川地方保健環境組合斎場

須賀川地方衛生センター所長：・・・宗形 武将
同技師：・・・大野 充雄
須賀川地方保健環境組合主任：・・・関根 正道

福島県福島市斎場

環境部環境課環境衛生係長：・・・高野 博之
同主査：・・・高橋 正秀
同福島斎場監守：・・・大槻 貴宏
同：・・・渡辺 和彦

福島県白河斎場

市民生活部生活環境課課長補佐兼環境衛生係長兼白河斎場長：・・・大野 隆

福島県いわき市いわき清苑

市民協働部市民生活課課長補佐兼交通安全防犯係長：・・・酒井 直人
同事務主任：・・・児山 貴宣
同主事：・・・泉田 遼
水道局経営企画課企画係技査：・・・渡邊 剛広
指定管理者いわき清苑・勿来火葬場施設長：・・・阿部 博

福島県安達地方行政組合あだたら聖苑

総務課地域調整係課長補佐兼係長：・・・・・・・・・・加藤 幸夫
同主査：・・・・・・・・・・河原 功
あだたら聖苑所長：・・・・・・・・・・武田 進

2. 各委員の報告

以下にヒヤリングに参加した各実行委員のレポートを示す。

福島県原町斎場

●火葬炉の運転は 24 時間対応した。昼は指定管理者が対応。夜は市の職員が対応。

各々 5 名、5 名で対応（平素における火葬業務では 4 名）。内訳は経験者 2 名が 1 組となり対応。2 組が交互に休息を取る。1 名はサブスタッフ。

なお、火葬炉は 4 炉あるが、台車は 1 炉につき 2 台ないと、火葬炉の効率的な運転を阻害することになる（バッテリーに支障をきたして苦勞した。自動車のバッテリーなども流用しながら騙し騙し使ったのが実情）。また、火葬炉の最大回転数は 1 日に 8 回（＝4 炉あるから 1 日 32 体。など、当該火葬場より提供された「火葬炉別稼働状況」では、26 体－3 月 31 日－という日もある）に及んだ。

平素の火葬業務では、運ばれてくる遺体は 3 体程度。1 炉 1 回転未満である。

●遺体は身元が明らかで遺族が搬送してくる分が午前 9 時、午後 1 時半、午後 3 時半に各々 4 体。この他には一特に損傷の激しい遺体、腐敗の進行した遺体などは一警察が人目に触れぬようして、夜間に 1 回につき 3 体程度運び込んできた。

●原町斎場の対象エリア人口は（かつては）7 万 1 千名。現在では 6 万 6 千名程度。火葬の受付などは電話、インターネットに拠らざるを得なかった。しかし、インターネットは寸断され、電話についての被害はなかったが、多くの市民からの問い合わせのため、市に照会しようとしてもパンク状態だった。

●被災時前年の平成 22 年に災害対策訓練を行っていたので、参考になった。

●火葬場は昭和 23 年に開設された。その後、炉が小さく、大型化を図る必要が生じたことから、過去の炉の修復・修繕が行われる都度、大型化の改善に努め、罹災時にはすべての炉の大型化は終了していた。

●火葬費用－「市内 14,500 円」「市外 50,000 円」であるが、他日「災害救助法」による補助が出るであろうことは間違いないと考え、その適用がなされる前に、当初の段階の 3 月 12 日から 7 月末までの、ほぼ 5 ヶ月分の火葬は無料で行った。

なお、身元が明らかになっている死体、通常の火葬業務にかかわる死体は市民課を通した形での火葬であり、それらの料金徴収は市民課が行なった。但し、身元不明に関しては、警察を通し、市の福祉部門からの要請であるので、それらの料金は別途、福祉部門に行なった。

●津波による死亡者はほぼ 800 名を数えた。当初は身元が明らかになった死亡者は遺族に引渡し、身元不明者についても、「なるべく遺族が見つかったから対応をしよう」という考え方であった。しかし、次第に腐敗が進んでしまったことから、3 月 21 日より、身元不明者についての火葬も行うようになった。

3 月 12 日から 4 月 30 日まで約 750 体の死体を火葬。これは平素における火葬業務のほぼ 1 年分に当たる。

身元不明者について、納める柩、ドライアイスや骨壺、などは警察にて、その独自のネットワークにより手配した。

また、仮埋葬については土地も確保し、3 月 15 日、16 日には火葬場の燃料も尽きかけつつあったので、市営墓地内の県有地が候補に挙がり、県からも許諾は受けた。しかしながら、当該地を墓地として整備し、死体を埋葬するための重機の燃料が確保出来なかったため、断念された。

火葬場の燃料については、ガソリンスタンドに連絡して、無くならないうちに、予め火葬用の燃料を 4 t（火葬時には 1 体あたり 40ℓ）積みタンクローリーを手配してもらった。しかし、綱渡りの状況であった。

●平素の火葬業務については、死亡届を受理した市民課にて、火葬許可証と併せ火葬費も受理した上で、火葬場に死体の搬送－火葬日時を遺族に伝えている。つまり、当該火葬場の業務スケジュールも市民課で管理しているということである。

なお、今般に罹災（津波）被害者の死体については、洗浄等、一次処理が行われた後に高校等の体育館に運び込まれた上で検屍が行われた。

●既に述べた通り、平素における火葬業務のほぼ1年分に当たる。従って、火葬炉の損傷は極めて甚大であり、4炉で3,000万円になった（但し、2/3は国からの補助が出た）。これは通常のメンテナンスの倍以上の費用である。それは、通常メンテナンスに行われる化粧板、炉内セラミックの張替えのみならず、再燃炉、煙道など火葬炉の設備全体の補修が必要とされたためである。

●当該火葬場では、津波や地震による罹災に加え、原発の問題から、遺体を他、外部の火葬場に委託することは考えられなかったし、他、外部からの応援も期待することができなかったという。

福島県一里壇斎場を訪問。

●平成8年に開斎。通常、年間500体程度。昭和59年から施設は運転されていた。

●3月12日に市長から、「24時間体制で取り組んで欲しい」との指示が、組合管理者に伝えられた。

●対象となる人口は、計4万7千名。火葬料は各々に分けて請求（管内2万円）。また、身元不明者も含め、管外より依頼を受けたもの（管外4万円）については当該市町に請求を行なった（市町は県に、そして県は国に請求）。

平素は火葬場で徴収。その日のうちに市の会計課に納める。

これらの請求については3月12日時点で市の判断によって先行して行われていたが、後になり、福島県より「(略称)火葬費用の精算について」(23健124号平成23年4月7日)にて文書化された。

●罹災したもののインフラについては概ね問題はなかった。ちなみに燃料は地下タンクに2kℓを常備、火葬炉については過度の負担の為、状況の混乱が落ち着くまでグリスアップなどによって、騙し騙し運転する状況が続いた。

●稼働状況について、通常は「9:00－3体」「13:30－3体」「15:00－3体」である。しかし、罹災時には火葬が終了するのは24:00、25:00（午前1時）であり、友引も関係なかった。

●土葬については話にも出なかった（⇒「そもそも一部事務組合の性格上、そうしたことを検討するのは馴染まなかったのでは」との意見が他の参加者から意見が出た）。

●一般の火葬については市民課にて受け付け。被災者については、業者が火葬場を割り振り、身元不明者は、生活環境課、社会福祉課が火葬に立ち会った。

会津若松市斎場を訪問。

本火葬場等の基本的事項－受け入れは1日10件。11件目の照会を受けた場合、11件目は翌日にまわす（1日に10件以上の火葬業務は行わない）。午前10:30－2体、午前11:30－2体、午後0:30－2体、午後1:30－2体、午後2:30－2体。合計10体。特に、午前10:30の当日初め分の火葬に際しては、火葬場で午前8時より告別式が行われる（こともある）。

この地域では、火葬（の際の告別式）は30～40名が立ち会う。ちなみに同じ福島県内においても、福島市では「火葬」⇒「告別式（葬儀）」という形で行われ、会津若松市では「告別式（葬儀）」⇒「火葬」という順で行われる。

火葬場の受け入れは遺族から葬儀社、葬儀社が市民課に確認（死亡届の提出、火葬許可証の交

付もこのときにおこなわれる)。葬儀社は、その結果（火葬場が使用出来る日時）を伝える。午後5時以降は警備員が対応。但し、間違いが無いかどうか、翌朝、市職員が確認。

●当日の震度は5強。原発被災者受け入れについて、除染は、既に現地で行われているものと考え、火葬場では特に対応もせず、調査も行わなかった。また、火葬業務に従事する職員も特に懸念することもなかった。

●事前に照会されていた「東日本大震災における火葬場の被害及び復旧状況」では、火葬場における被害の詳細について述べた。ただ、当市においては、基本的には火葬業務、あるいは、火葬場の運用に支障を来すような大きな被害を受けることは無かった。自家発電では、6 炉のうち、4 炉までは対応可能になっている。利用燃料は軽油。

但し、携帯電話は使えない（3 月いっぱいの間）、あるいは、非常に使い難かった。固定電話に関して支障は生じなかった。

ガソリンは不足し、市民のなかには新潟まで給油に行ったという話も聞いた。火葬場では、職員は自転車を使ったりした。

計画停電については予定・予告はされたが、実際には行われなかった。

市内では山の手で若干のひび割れが生じたものの、市街部に関しては、総じて大きな被害・罹災者はなかった。但し、罹災の状況を確認に行き、そこで事故に遭い、亡くなった市民が1名いる。

●「市民と被災者の斎場利用件数の比較」では、平成23年の「3月」～「7月」まで、「被災者」の件数合計は94件となっている。

●県からの通知を踏まえ、市外からの被災者も引き受けた。

その際、受け入れる条件として、「被爆者である場合、火葬場の職員が、安全に業務が行える状態にすること」を挙げた。

これは単に要請しただけであり、そうした処置が行われているかどうか特に確認をしなかった。県内において遺体安置所に収容されていたのは、平成23年3月20日時点で、626名だった。

●身元不明の死亡者については、その死者が発見された場所の役所の職員が立会い、身元が明らかになった場合には遺族が（火葬に）立ち会った。

当市での身元不明者は2名であった。これらは市営の納骨堂におさめられた。

●県より要請を受けたものの、火葬場のキャパシティや人員の確保の問題から、前述した通り、1日における火葬件数は10件に留めた。なお、被災対応後、火葬炉については、特段のメンテナンスは行っていない。通常行われる年1回のメンテナンスに留まる（予定である）。

また、過去において特に防災訓練は行ってはいない。

火葬炉を運転するには専門性が求められる。このため、仮に増員しようとしても、これを確保することが難しいことから（退職者が2名）、火葬場の職員体制は従来の8名体制で臨んだ。時間外で対応した場合もあったが、それでも午後5～6時には終了した。

福島県須賀川斎場を訪問。

通常の火葬業務等については、対象人口数は9万5千名。年間の火葬件数は1,000件程度。受け入れ方法は組合で管理。インターネットを活用している。受け付け時間；午前8:30（午前9:30）。午前10:30。午前11:30。午後1:00。午後3:00。⇒（ ）は多い際の対応。特に冬場。12月は月に100件をこえる。

会葬者は多い。100名程度になることも珍しいことではない。⇒火葬手順（例）・仮に午前8時に受け入れたとする。午前8時から午前8時45分＝炉前での読経。午前8時45分～午前9時45分＝火葬。午前9時45分～午前10時15分＝拾骨・帰路。⇒基本的には2時間単位。こ

のため、火葬場の終業時刻は午後 5 時を過ぎてしまう。

1 体、火葬を行うのに 50～70ℓ はつかう（灯油使用）。

燃料は 20 kℓ単位で補充。タンク内の残量が 30 kℓを割り込んだ際に新たに 20 kℓを補充。

●3・11 時に当地で計測された震度は 6 強。

施設、あるいは電気等インフラに関して影響はなかったが、火葬炉を固定させているアンカーボルトがずれてしまい、火葬炉は使えなくなった。ただし、これは今般の震災のみが原因となっているというより、昭和 58 年設置の炉であり、震災以前より、更新時期と考えていた。（火葬炉の老朽化に加え、年間 1,000 件の火葬を行うには、現行の 3 基では限界であり、本来は 5 基に増設したいところである。）

しかし、当斎場の近くには一級国道が通り、文教施設（学校）もあることなどから、炉や建家の改修などについては、都市計画法上の規制等から実現化させるには困難が多く、懸案のままになっていた。

何れにせよ、火葬場の機能が全面的に停止してしまったのは事実であり、これは東北における火葬場の中でも、当斎場のみのことではないかと考えている ⇒ その間、職員を他の火葬場に支援に行かせることはしなかった。また、岩手県より、支援要請の照会があったものの、本火葬場の稼働が可能になった際、直ちに対応出来るようにする意味からも、職員は待機させ、県からの支援要請には応じなかった。

この間の火葬の依頼については平素から情報交換をしており、使用料も安かったことから近隣の火葬場に廻した（50 件ぐらい）。なお、その際の差額分は組合が支払った。

●一部の火葬炉の修繕などが済み、当斎苑が稼働しはじめたのは 3 月 23 日、全面稼働をはじめたのは 4 月 25 日であった。本来であれば、これら火葬炉、火葬場の修繕には、その事業規模から鑑みて、競争入札すべきであるという意見もあったが、随意契約となった。

費用は 7,332,000 円かかり、その 2/3、4,909,000 円は国庫による助成を受けた。

調査は、平成 24 年 11 月 19 日から平成 25 年 2 月 22 日までの期間にわたり、被災した岩手県・宮城県・福島県にあった 86 火葬場施設の中から 4 基以上の火葬炉を有する 28 施設、並びに行政機関として宮城県庁、関連機関として宮城県葬祭業組合へ直接訪問して行った。対象施設等では、施設の現状を把握すると共に震災後の火葬施設の被害状況、再稼動までの行動及び遺体の埋火葬に関する情報について聞き取りした。

質問の内容は、①震災後における被害状況及び復旧状況 ②震災後の火葬に関する支援要請又は支援受入の状況 ③震災を経験したことによる災害対策への変化 ④他の火葬施設に参考となる経験・アドバイス ⑤国・県の火葬施設に対する支援の在り方等である。

被災地を訪れると瓦礫は無くなったものの、津波の凄まじさは震災後 2 年を経ているが至る所に大きな爪痕を残していた。被災 3 県の沿岸部の中でも、特に宮城県沿岸部の被害が甚大であり、火葬場においてもそれが明らかであった。これに対して、内陸部と震源地から離れた地域の施設では、一部に損傷があったものの稼動が可能な状況であった。

宮城県沿岸部に存在した施設では、ほぼ全壊した施設やしばらくの間支援の手が届かない施設も認められ、再稼動までに相当の苦労が強いられていた。また、多くの犠牲者が出た被災地域では、日に日に遺体の損傷が激しくなり、仮埋葬（土葬）の案が出る中、火葬場の再稼動は急務となった。

しかし、火葬場の復旧には施設の補修に加えて、燃料・電気・水道の確保が大きな障害となっていた。その中でも、施設担当者からは何よりも安定した燃料の供給を望む声が強かった。このような困難な状況下において、震災直後から火葬場に入り、施設の修繕や火葬業務の手伝いをした炉メーカーの献身的な支援がより早期稼動に繋がったとの声も聞かれた。

一方、自治体の対応では、日毎に遺体が多くなり火葬が間に合わない状況になってきたため、他自治体や地域への火葬依頼や仮埋葬（土葬）の検討に入った。被災した沿岸部の自治体では、仮埋葬として土葬を行えば現場に混乱が生じると考えられ、火葬または土葬かの判断には時間が制限される中で大変苦慮された事情が読み取れた。

時間の経過によって止むに止まれず被災自治体では、多かれ少なかれ他地域での火葬を行っており、その判断の決め手は遺体の数によるところが大きかったと思われる。

自治体担当者の中には、「混乱の状況下において何をしたらよいか判らなかった。こんな時コーディネートしてくれる人が居れば非常に助かる」という切実な訴えも聞かれ、平常時から組織的で具体的な対策の必要性が示唆された。

また、今回の調査ではさらに、災害時の火葬窓口の一本化・火葬料金・時間外の取扱い・火葬スタッフの確保・遺体の運搬・連絡通信の確保等、多種多様な課題が挙げられ、今後の対策に向けての貴重な情報が得られた。

近い将来南海トラフによる大地震や東京直下型地震の発生が予想される中、今後の火葬を取り巻く環境を考えた場合、県内の火葬場ネットワークはもとより、自治体・火葬場・葬祭業界・炉メーカーによる広域的な火葬ネットワークづくりの構築が必須と考えられる。

今回聞き取りした火葬場の中には、当時まだまだ受け入れに余裕が認められた施設も存在したことやコーディネータの明確化など、広域的なネットワークが確実に構築していれば火葬対応が大きく変わっていたと推測された。

限られた時間で今回の調査は、事務局による効果的な事前準備が進められており、移動も含めて順調に行われた。

宮城県庁

- ・広域火葬計画は、無かった。
- ・生命のある人優先。
- ・厚生労働省からの埋火葬許可に対する特例措置の通知には、助かった。
- ・仮埋葬に係る手順の作成配布。燃料・棺・ドライアイスの手配。(県手配、国支給)
- ・ご遺体の埋火葬については、市町村が計画・執行にあたり、県はバックアップ。
- ・被災していない地域へ依頼。
- ・ご遺体の搬送に苦労した。ご遺族が手配、単体で。身元不明遺体は、複数搬送。
- ・土葬の考えは無く、あくまで仮埋葬。

仙台市葛岡斎場

- ・地震発生当日は、友引であり、火葬件数も少なく、発生が午後であった為、自家発電機で火葬途中の分も終了できた。
- ・建物に損傷は有ったが、火葬炉に被害は無かった。
- ・ライフラインは、寸断したが復旧は早かった。
- ・再開までに、施設の点検等 3 日を要した。
- ・電話不通一衛星電話を使用。予約システム停止したため窓口で対応した。
- ・火葬場の使用については、葬祭事業者連絡協議会組合員には協議会で、それ以外には仙台市が連絡。1 事業者 3 体迄。他市割当(日) 4~15 件。
- ・燃料の確保できた分だけの火葬。通常 Max48 件、被災者対応 Max60 件(20 基 3 回転-3 時間延長)
- ・使用料当初 3 日間徴収したが、のちに返却した。

仙南地域広域事務組合あぶくま斎苑他(2 市 7 町 7 施設)

- ・進入路の裏面崩壊、レンガ破損(震度 6 弱)
- ・3 日後から再開一職員の泊り込み(通勤車両の燃料不足)
- ・燃料、水が不足。
- ・火葬受付窓口は、事務組合の事務所 1 ヶ所にした。
- ・被災遺体と、一般火葬との割振りに苦心した。
- ・火葬時間受付延長、火葬炉使用回数の増加はしていない。

名取市斎場

- ・8m の津波に襲われ、火葬炉使用不能、斎場は瓦礫に埋没した。
- ・従事者 3 名が流されたが、救出される。
- ・6,000ℓ(120 体分)の地下タンクの燃料が無事だった。
- ・市長方針として、火葬場の復旧を早期に実現し、仮埋葬無しのご遺体の火葬をかなえた。
- ・姉妹都市を結ぶ、山形県上ノ山市や仙台市斎場、東京都に応援を求め、火葬炉応急復旧までの火葬を賄う、14 日目 2 炉を運転する。1 炉 5 回転の火葬を進めた。後 4 炉とし、8:00~18:00 無休にて稼働。
- ・県内の斎場の連携はとれなかった。
- ・被害深刻度合いにより、通常の運転範囲以上の増強が図れない。
- ・ご遺体の安置と火葬の受付は、葬儀社が担当した。